

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の一部改定について

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の工程「印刷－枚葉印刷」、「印刷－輪転印刷」におけるグリーン基準を下記のとおり改定する。

記

1. 改定の内容

【現行】

工程	グリーン原則	グリーン基準
枚葉印刷	①VOC発生を抑制している	「湿し水からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型湿し水を50%以上使用していること
		「洗浄剤からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型洗浄剤を50%以上使用していること
輪転印刷	同上	同上

【改定】

工程	グリーン原則	グリーン基準
枚葉印刷	①VOC発生を抑制している	「湿し水からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型湿し水を使用していること 〈水準－1〉スリースター認定のエッチ液を使用（購入）していること 〈水準－2〉ワンスター認定以上のエッチ液を使用（購入）していること
		「洗浄剤からのVOC発生を抑制していること」のうち ・VOC配慮型洗浄剤を使用していること 〈水準－1〉スリースター認定の洗浄剤を使用（購入）していること 〈水準－2〉ワンスター認定以上の洗浄剤を使用（購入）していること
輪転印刷	同上	同上

(注1) スリースター認定、ワンスター認定とは、GP資機材認定制度における環境配慮の度合いを示すスターの数をさす。

(注2) 「VOC配慮型湿し水」にはエッチ液等添加剤を使用しない湿し水を含む。この場合、水準－1として取り扱う。

2. グリーンプリンティング工場認定制度との関係

本グリーン基準の改定は、GP資機材認定制度におけるエッチ液、洗浄剤の認定基準が設定され、「VOC配慮型湿し水」、「VOC配慮型洗浄剤」の定義が決定したことに伴い、再度見直しを図ったものである。

本グリーン基準の改定及び「VOC配慮型湿し水」、「VOC配慮型洗浄剤」の定義が決定したことにより、グリーンプリンティング工場認定基準として本基準を運用する。

3. 改定日

平成22年10月20日

4. グリーンプリンティング工場認定基準への適用日

本改定のグリーンプリンティング工場認定基準における運用については、平成23年4月20日から適用する。

以 上